



ひだまり便り

69号 (令和4年6月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

想いをつなぐ相続 ～遺言書の活用～

—大切な財産をわが子のためにしっかりと承継したい！！— ひだまり理事 田代常光

昨年、ひだまり便りで取り上げた「自筆証書遺言」について今月号から数回に亘って、再度ご案内することとします。

「自筆証書遺言」が相続法の改正によって、遺言書が以前に比べ格段に作成しやすくなり、活用しやすくなったことで私たち障害児者の親にとっては、わが子のための財産管理や財産分与の手法として自筆証書遺言を活かす幅が広がってきました。

実際、ひだまりへのご相談者の方で、昨年から今年前半にかけてこの「自筆証書遺言」を作成され、既に法務局の保管制度を活用されている事例が出てきており、現在、手続き準備を進めている相談者の方もいらっしゃいます。

そこで、父の樹(長い会)のメンバーの多くの方々にこの「自筆証書遺言」について今一度広く理解していただき、その活用については是非考えていただきたく、今回改めてご案内することとしました。



①遺言とは？

遺言とは、主に自己の相続財産について、死後に自分の最終意思を遺したものです。自分の財産を誰に、どのように残すか、自分の意思を遺言しておくことで自分の死後、相続人(遺族)間で無用な争い(争族)を防ぐことができます。

この遺言について民法では厳格な「方式」を定めています。法で定められた方式に則って作成された遺言の内容は、被相続人(故人)の意思として法的に保障されるのです。

(民法の方式に従っていない場合は、遺言書としての法律上の効力はありません。)

●遺言作成のメリット●

①法定相続分とは異なる遺産分割ができる(争族の未然防止)

・遺す財産にそれぞれ差をつけることができます。

②相続人以外に財産を残すことができる

◀例> 社会福祉法人・NPO法人等への寄付、
お世話になった個人への財産分け

③特定の財産の相続人を指定して残すことができる。

◀例> 後継者への事業承継：株式、のれん等

親なきあとのことを考えて、早めに準備をしましょう！



②遺言書の種類

遺言書の種類には民法上、普通方式と特別方式がありますが、ここでは一般的な「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」についてその主な違いを整理しておきます。

	自筆証書遺言（民法968条）		公正証書遺言（民法969条）
	法務局 保管制度 保管制度 保管制度	保管制度を利用しない	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人が遺言書の全文、遺言書作成日、遺言者氏名を必ず自書し、押印して作成する。（財産目録は、法改正により自筆作成の必要はなく、パソコンでの作成やコピー資料の添付でも可能となった。） 遺言者本人だけで作成できる。（証人は不要） 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人に遺言内容を口授（くじゅ）し、2名以上の証人立会いの下、遺言書を作成する。 公証人は、遺言能力・有効性の確認、遺言内容等の助言を行う。 *公証人が出張して作成することもできる。
保管方法	適宜の方法で保管する	法務局で保管する	公証人役場で原本を保管
費用	原則不要	保管申請手数料3,900円 （申請時のみ）	相続財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	検認が必要	検認は不要	検認は不要
長所	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の書換え作成が容易である。（時間、費用、労力） 誰にも知られず作成、書き換えができる。 作成にかかる費用が安い。（低く抑えられる） 法務局保管制度の活用で紛失・改ざんの心配がない。 		<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の有効性が高く安心である。（遺言書が無効になることが極めて少ない） 家庭裁判所の検認手続きが不要である。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書に不備があると無効になることがある。 法務局保管制度を活用しない場合、検認が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の書換えに時間、費用、労力がかかる。 公正証書遺言の作成費用や公証人役場での手続きなど費用が掛かる。

♪♪♪♪ ひだまり賛助会員大募集！ ♪♪♪♪

ひだまりが運営する障害福祉サービス事業メープルリーフは、利用するご本人が会員として「ひだまり」と契約を結び利用します。また、ご利用者の保護者の方には賛助会員としてひだまり支援をお願いしています。更にメープルリーフを利用しない父の樹会会員の方にも賛助会員加入の呼びかけを行っています。NPO ひだまりは、新型コロナウイルス蔓延の状況の中、支援活動の制約、収支の悪化など事業経営は大変厳しい状態にあります。当法人の理念、活動に賛同いただける方は、賛助会員にご加入頂ければ大変有難く存じます。ご協力いただける方は、ひだまり事務所までご連絡ください。

- ◆賛助会費 … 一口 3,000 円から何口でも結構です。（一年間）
- ◆振込先 …… ゆうちょ銀行 【口座番号】00110-3-739401
【口座名称】特定非営利活動法人ひだまり
- ◆連絡先 …… ひだまり事務所 山本・久保井 Tel:043-258-8604

次回は「遺言書作成のポイント」「自筆証書遺言の見直し・活用」について説明します！

- * 振込用紙を添付しましたのでご利用ください。
- * 今回は父の樹会員・ひだまり会員のお手元に振込用紙をお届けしています。すでにお申込みいただいている場合は、よろしくご容赦ください。

ひだまり賛助会費は、認定NPO 法人への特定寄付金として、所得税や住民税の所得控除または税額控除の適用対象となります!!

